

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 6 月 28 日

福島県知事 殿

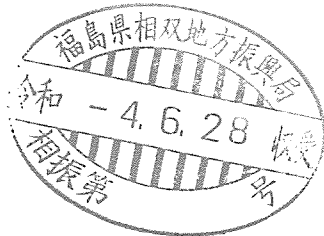
提出者

住 所 東京都中央区京橋二丁目16番1-10号

氏 名 清水建設株式会社 土木東京支店
常務執行役員支店長 齊藤 武文

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-3561-3845



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	土木東京支店 東北震災復興土木建設所 福島県管轄内工事 (郡山市、いわき市、福島市を除く)
事業場の所在地	福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水309
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業（総合工事業）
② 事業の規模	12,128,017千円
③ 従業員数	165人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙による

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別紙による		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和3年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) ・4R活動（Refuse:搬出抑制、Reduce:減量化、Reuse:再利用、Recycle:再資源化）を推進している。 ・計画段階から副産物発生量を予測し、目標・日々の実績管理により計画的に4R活動を推進している。 ・産廃搬出を環境重点管理項目と捉え副産物内部環境監査を実施している。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) ・上記取組みに加え、更なる産業廃棄物の搬出は、抑制方法の検討及び実施を協力会社と共に継続して行う。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・工事規模により分別できる廃棄物の種類は異なるが、分別して搬出する様に朝礼や新規受入教育等を通じて従業員・協力会社に指導している。 ・全作業所で、資源循環を“見える化”した「リサイクルポスター」及び「デジタルサイネージ」を掲示している。 ・産廃搬出を環境重点管理項目と捉え副産物内部環境監査を実施している。	
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え更なる廃棄物の分別方法の検討及び実施を協力会社と共に継続して行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
・特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
・特になし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

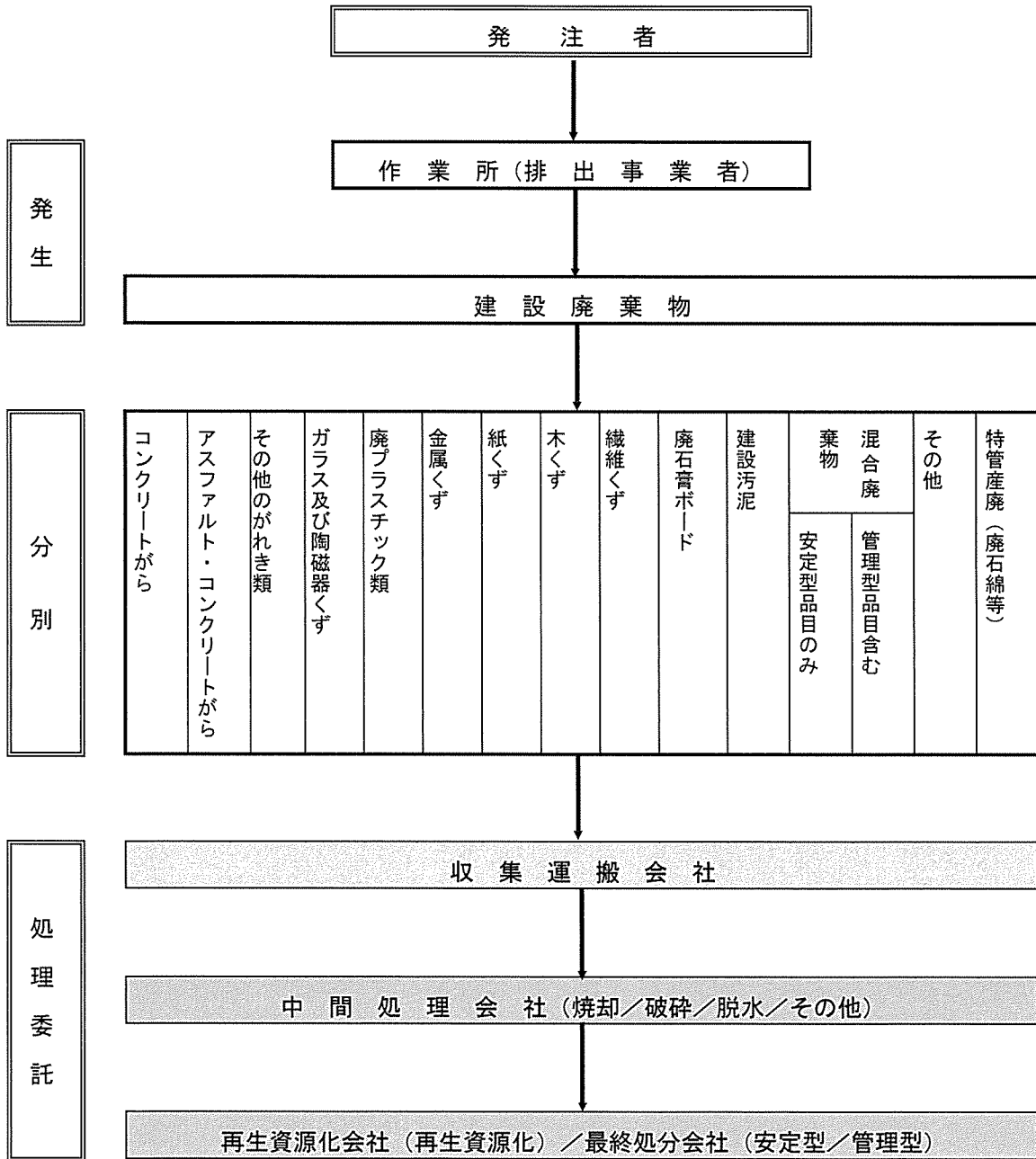
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

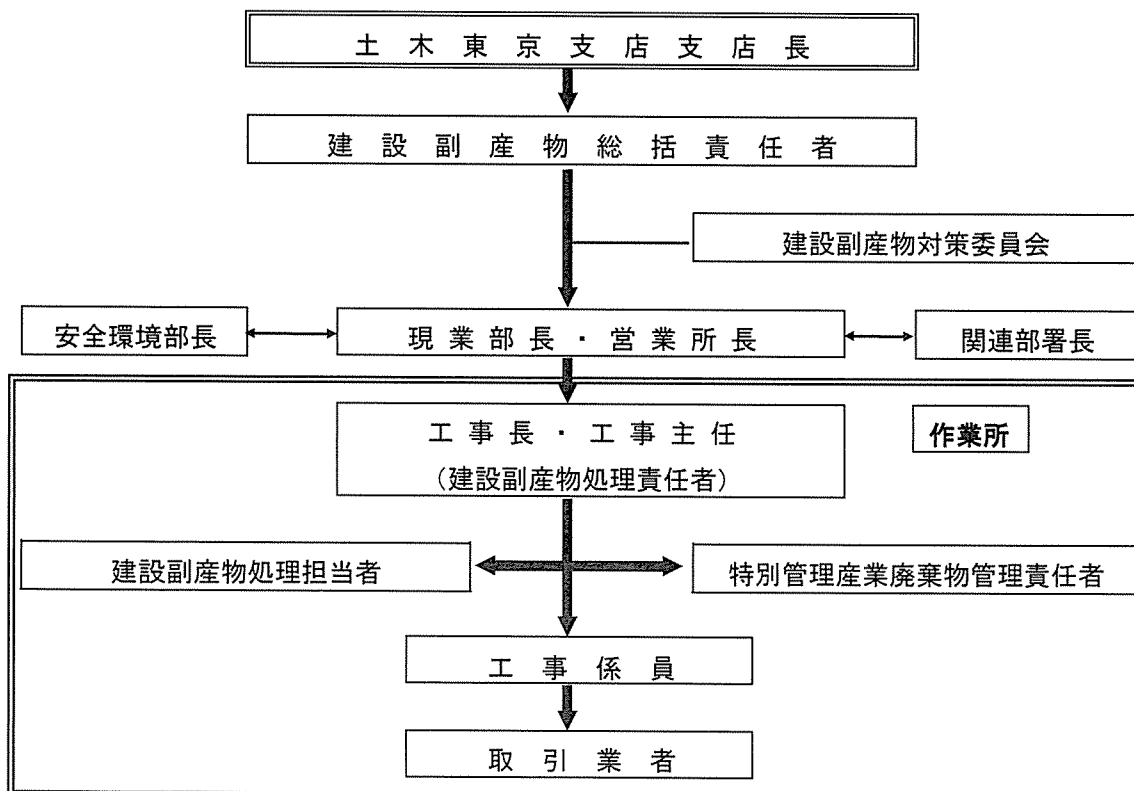
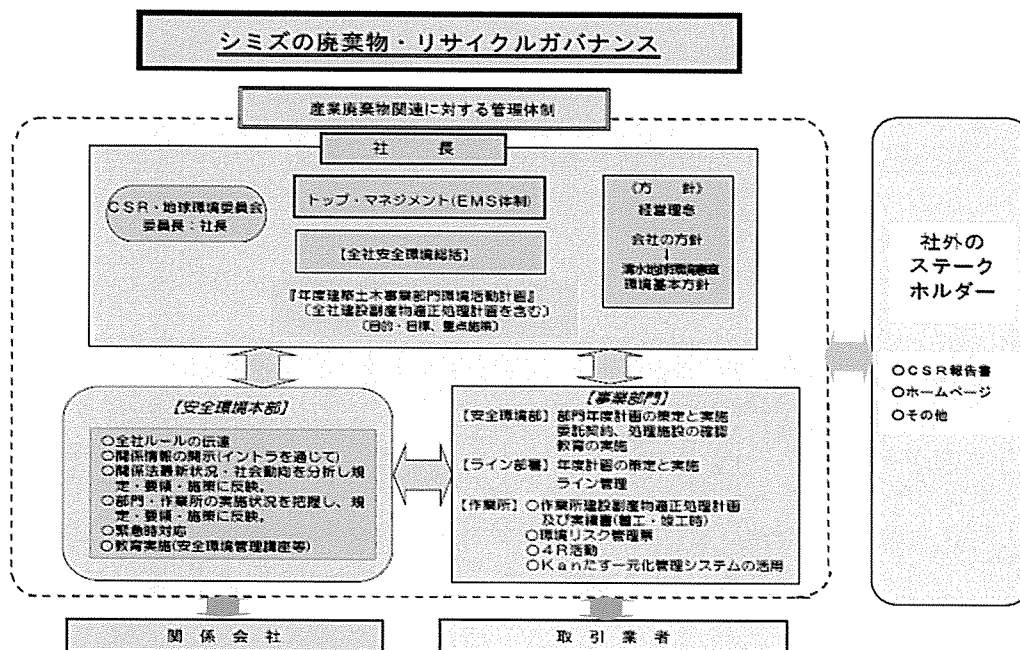
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・処理委託前に施設確認を行い、適正処理していると判断した処理会社に委託している。 ・継続的に処理を委託している処理会社には、定期的に施設確認を行っている。 ・リサイクル率の高い中間処理施設を選定している。 ・処理委託について書面及び電子契約により契約を行っている。 ・原則として電子マニフェストに対応した業者に委託している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<p>・現状行っている取組みに加え、再生処理・適正処理が行われていると判断した処理会社から選定し委託する。</p>			
※事務処理欄			

別紙 ④産業廃棄物の一連の処理の工程

支店作業所（現場）からの標準的な産業廃棄物排出フロー





(注) 必要時に配置

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。